⑷　保証料返還引当金
　財形住宅資金貸付勘定及び既往債権管理勘定に属する貸付金並びに住宅資金貸付等勘定に属する注記事項の１⑵の年金譲受債権に係る貸付けを受けた者がその債務の保証を独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）附則第６条第１項に規定する財団法人公庫住宅融資保証協会に委託したときに支払った保証料のうち、未経過期間に対応するものの返還に必要な費用に充てるため、返還見込額を計上しています。
⑸　抵当権移転登記引当金
　機構法附則第３条第１項の規定により住宅金融公庫から承継した貸付金及び買取債権並びに注記事項の１⑵の年金譲受債権に係る抵当権の将来における当機構への移転登記に必要な費用の支払に備えるため、将来の支払見込額を計上しています。
４　責任準備金の計上基準
　住宅融資保険法（昭和30年法律第63号）第３条に規定する保険関係に基づく将来における債務の履行に備えるため、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成19年財務省・国土交通省令第１号。以下「省令」といいます。）第13条の規定により主務大臣が定める方法（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第13条の規定に基づき主務大臣が定める算定の方法について」（平成23年５月30日財政第203号・国住民支第29号））に基づき算定した金額を計上しています。
５　有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　満期保有目的債券
　償却原価法（定額法）によっています。
⑵　その他有価証券
　取得原価を計上しています。
６　金融派生商品（デリバティブ取引）の評価方法
　時価法によっています。
７　金利スワップ取引の処理方法
⑴　証券化支援勘定における金利スワップ取引
　債権譲受けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の損益は、省令第12条の規定により主務大臣が指定する方法（「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第12条の規定に基づき主務大臣が指定する方法について」（平成19年４月１日財政第174号・国住資第122号）による金額を繰延金融派生商品利益及び繰延金融派生商品損失として計上しています。
⑵　住宅資金貸付等勘定における金利スワップ取引
　賃貸住宅建設資金の貸付けに要する資金を調達するために発行する住宅金融支援機構債券に係るパイプラインリスクのヘッジを目的として行う金利スワップ取引の会計については、繰延ヘッジ処理を採用しています。
　また、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段の変動額等を基礎にして評価しています。
８　債券発行差額の償却方法
　債券の償還期限までの期間で均等償却しています。
９　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用については、10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しています。
10　リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
11　消費税等の会計処理
　税込方式によっています。
12　重要な会計方針の変更
⑴　非特定償却資産の減損処理
　非特定償却資産については、前事業年度まで、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額を、損益外減損損失累計額の科目により、資本剰余金に計上していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より減損損失の科目により特別損失に計上する方法に変更しています。
　これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期総利益が26,455,445円減少し、資本剰余金が同額増加しています。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。
⑵　非償却資産の処分に係る会計処理
　代替資産の取得が予定されていない非償却資産の処分差額については、前事業年度まで有形固定資産処分益又は有形固定資産処分損として特別利益又は特別損失に計上していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より損益外除売却差額相当額の科目により、資本剰余金に計上する方法に変更しています。
　これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期総利益が87,850,000円増加し、資本剰余金が同額減少しています。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。
13　表示方法の変更
引当金の戻入額の表示方法
　貸倒引当金戻入額、賞与引当金戻入額、退職給付引当金戻入額、保証料返還引当金戻入額及び抵当権移転登記引当金戻入額については、前事業年度まで特別利益に計上していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より経常収益に計上しています。

注記事項

１　貸借対照表関係
⑴　担保資産
　貸付債権担保債券の担保に供するため、買取債権と貸付金を信託しています。

（単位：円）

	担保に供している資産		担保に係る債務	
	科目	金額	科目	金額
証券化支援勘定	買取債権	8,038,397,718,275	貸付債権担保債券	6,833,967,659,346
住宅資金貸付等勘定	貸付金	45,259,836,782	貸付債権担保債券	53,926,516,796
既往債権管理勘定	貸付金	3,472,749,166,341	貸付債権担保債券	3,235,766,476,858
計		11,556,406,721,398		10,123,660,653,000

⑵　年金譲受債権
　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）附則第７条第１項第３号の規定により、独立行政法人福祉医療機構から譲り受けた債権の残高を整理しています。